

令和6年

健康福祉委員会

9月24日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和6年9月24日

午後4時38分 開会

午後4時46分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	青木 けんじ
委員	浅井 たかお	委員	近藤 ひろひで
委員	三浦 桂司	委員	一色 美智子
委員	堀内 ちほ		
議長	毛 受明宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎二	庶務担当係長	福田 悦子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	中村 泰正	子育て支援課長	松村 清子

5. 傍聴議員

鈴木 智和	中堀 りゅういち	こんどう のぶお	いとう ひろし
服部 龍一	武谷 としお	郷右近 修	鵜飼 貞雄
月岡 修一	清水 義昭		

6. 傍聴者

2名

午後4時38分開会

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 本会議休憩中に健康福祉委員会を開催いただきましてありがとうございます。
ございます。

この健康福祉委員会に付託されました案件は1議案でございます。慎重な審査をいたしますようお願いいたします。

以上、終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（毛受明宏議員） 皆さん、お疲れさまです。

健康福祉委員会に付託された議案は1件です。慎重審査、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

それでは、議案第68号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 議案第68号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出しますのは、児童扶養手当法において所得制限限度額の引上げ等の一部改正がなされ、本年11月1日の施行予定のため、同法の規定を準用する市遺児手当支給条例について所要の改正を行う必要があるからでございます。

改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、第3条で定めている支給要件につきまして、児童扶養手当法施行令を準用する形で、第4項に1号から3号を設けて、所得制限限度額に関する事項を規定し、また、児童扶養手当法を準用する形で、第5項に所得の範囲及び計算方法を規定するものがございます。

なお、附則として、この条例は令和6年11月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 では、児童扶養手当が第3子以降も第2子と同じ額に引き上げるということは、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の中でも言われていたことです。法規審査会や専門委員会というのは日にちをずらしてあったわけですがけれども、子ども・子育て支援法の改正趣旨までは、確認はしていないということでしたけれども、そうすると、今後そういった、このタイミングで、こういった問題というか、見落としということが生じてしまうような気がするんですけども、再発防止策というのは考えておられますか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 法規審査会以降に今回改正が行われたということで、児童扶養手当法と施行令の改正が行われたということがございます。審査会以降、議案上程までに一定期間、日にちが空いてしまいまして、その間に確認不足があったということがございますので、今後は、議会上程前にきちんと、改正が行われていないかを確認してまいりたいと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 項ずれがあることを見つけたのは松村課長ですが、よく見つけられたと思いますが、見つけた、気づいたきっかけは何だったのでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 細かく申し上げますと、9月13日に健康福祉委員会がございました。その直前に、念のためにインターネットで確認しましたところ、現行の児童扶養手当法施行令では、いろいろと所得制限限度額が表で示されておりましたが、11月1日ののが載っていることも判明し、そこでは全て表ではなくて文章化されていたということが把握できましたが、中身の詳細まではきちんと確認しないまま、する時間がなかったという状況でございまして、委員会に臨ませていただきました。委員会終了後、きちんと中身を確認しましたところ、項が削除されていたものがあり、ずれが生じていたものが発覚したという状況でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 前回も質疑をしたと思いますけれども、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律のうち、児童扶養手当のうち、所得制限の限度額を引き上げるの一部の改正なんですけれども、これ、内容の変更ではないということを知っていたんですが、遺児の対象は581人の326世帯、1月から10月まで前々年度の所得として、11月以降は令和5年度の所得ということで、これは変更はありませんか。項ずれだけですか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 項ずれだけでございます。それ以上は変更はございません。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 確認ですけれども、項ずれだけということだったので、予算の増の10万円というのは変わらないですね。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 予算の確認ですね。

答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 委員のおっしゃるとおり変更ございません。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 議案上程前に関係法令をしっかりとチェックして上程していただくよう
にお願いします。

また、この議案は、所得制限限度額を引き上げることで、これまで僅かな差で遺児手当
の支給対象から漏れていた世帯に支給されることとなりますので、この議案に賛成といた
します。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号に
ついては全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後4時46分閉会